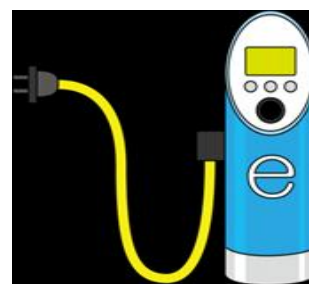
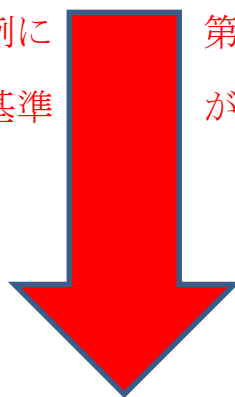


火災予防条例の一部が改正されました

電気自動車用の充電設備のうち、急速充電設備が、火災予防条例の「火気使用設備等」として規制の対象となりました。

基準は次のとおりです。

印西地区消防組合火災予防条例に第 11 条の 2（急速充電設備）が追加され設置する際の基準が定められました。



1.対象となる急速充電設備

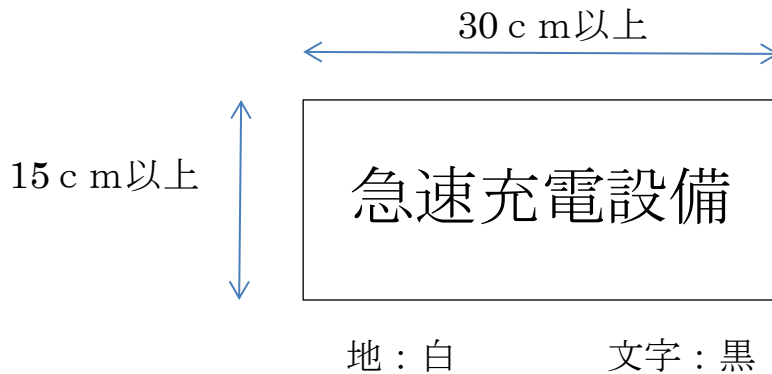
電気を設備内部で変圧して、電気を動力源とする自動車又は原動機付自転車に充電する設備であって、全出力 20 キロワットを超え、50 キロワット以下のもの。

2.急速充電設備の位置、構造及び管理に関する基準

- (1)筐体を不燃材の金属材料で造ること。
- (2)堅固に床、壁、支柱等に固定すること。
- (3)雨水等の侵入防止の措置を講ずること。
- (4)そのほか、急速充電設備の位置、構造及び管理に関する基準の細目等を定める。

3.火災予防条例の一部が改正されたことに伴い、火災予防条例施行規則の一部が改正され、急速充電設備に掲げる標識の規格が示されました。

標識の規格は以下のとおりです。



4.いつから規制されることになるか

- ①この改正の施行日は、平成 24 年 12 月 1 日です。
- ②経過措置として、平成 24 年 12 月 1 日現在において、すでに設置された急速充電設備、又は工事中の急速充電設備については、現在のままでよいこととされています。

詳しい内容は 消防本部予防課（電話 0476-46-9971 直通）へお問い合わせください。